※附属機関用

公開・非公開の別

■ 公 開 □部分公開

□ 非公開

令和4年度第3回

浜松市国民健康保険運営協議会会議録

1 開催日時 令和5年1月5日 午後7時から午後8時10分

2 開催場所 浜松市役所 101.102 会議室

3 出席状况 出席委員 小楠靖子 芳村厚子 瀧井智行 村上祐介

品川彰彦 岩田直也 山村江美子 下石精子

欠席委員 磯部智明

事務局 山下健康福祉部長 竹村国保年金課長 竹村副参事

戸田課長補佐 佐野G長 水谷G長 高林G長

堀内G長 清水G長 鈴木 橋本

- **4 傍 聴 者** 1人(一般:1人、記者:0人)
- 5 議題、内容及び結果 審議の内容

議題1 令和5年度国民健康保険料について 意見及び質問はなかった。

議題2 前回答申に対する令和4年度の取組みについて 下記のとおり意見及び質問があった。

議題3 答申案について

下記のとおり意見及び質問があった。

審議の結果

議題1~3について、了承された。

- 6 会議資料の名称 次第、会議資料
- 7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音
- 8 発言内容
- (1)開会

(2) 会長挨拶

(3) 議題

≪会議及び会議録の公開≫

岩田会長:議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いします。はじめに、会議及び会議録の公開につきまして、委員の皆様方にお諮りします。本日の議題は、令和5年度の国民健康保険料及び答申書の内容についての協議が、主な内容となっています。原則どおり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

≪異議なし≫

岩田会長: それでは、本日の会議及び会議録については、公開することとします。なお、 本日の議事録署名人は、被保険者の代表である瀧井智行委員、公益の代表であ る下石精子委員にお願いします。 それでは、傍聴希望者の入室を許可します。

≪傍聴希望者入室≫

岩田会長: それでは議題1令和5年度国民健康保険料について、事務局から説明をお願い します。

≪清水グループ長、水谷グループ長から説明≫

岩田会長:事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

≪意見及び質問なし≫

岩田会長:次に、議題2前回答申に対する令和4年度の取組みについて、事務局から説明 をお願いします。

≪堀内グループ長、高林グループ長から説明≫

岩田会長:事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

アクションプランの進捗状況を見ますと、かなりいい実績をあげているようですが、何かご意見やご質問はありますか。

瀧井委員:大変厳しい状況にあると思いますが、滞納整理など保険料収納業務について、

引き続き頑張っていただきたいと思います。

岩田会長:収納率向上や滞納整理についてアイディアがあれば伺いたいのですが、いかが でしょうか。

山村委員:財産の差し押えや執行停止について、具体的にどういった内容なのか教えていただきたいと思います。

堀内G長:国民健康保険料は納期限内に納付いただくことが前提ですが、期限までに納付いただけない世帯につきましては、おおむね1か月後に督促状を送付します。 督促状の指定期限までに納付がない場合、法令では差し押えなければならないと規定しています。ただし、その1か月後に催告書を送付し、それでも連絡も納付もない場合は預貯金等の調査を行い、未納分の保険料に充当する財産が発見された場合には差し押えを行います。一方で、調査により納付が難しい状況であると判断した場合には、法令に基づき徴収を停止、すなわち執行停止を行います。

竹村課長:具体的には、不動産や預貯金、生命保険等の債権が差し押えの対象になります。

小楠委員:実際にそういったケースはありますか。

竹村課長:日常的にあり、職員が差し押えや充当を行っています。

下石委員: それでは、納付資力がないと判断され執行停止になった場合には、資格はどう なりますか。

竹村課長:国民健康保険の被保険者としての資格はあります。

ただし、状況によっては保険証が段階的に資格者証に移行することがあります。 資格者証という制度は、病院にかかる際にいったん 10 割お支払いいただきま すが、その後、市の窓口で申請していただければ保険者負担分をお支払いする というものです。

下石委員:国民健康保険は、全員が医療を受けられる素晴らしい制度だと思っています。 保険料を払えるのに払わないのは言語道断ですが、その一方で、本当に困って いる方については、命にかかわることなのでどうしたら救えるのかと思いまし た。

竹村課長: 資力がない方については、まずは市に連絡をいただいて、納付相談を行い、少しでも納付につなげていけるよう丁寧に対応しております。

下石委員:相談に行ける人はまだいいですが、行けない人も多いと思います。行政の方から訪問して状況を把握して、救いの手を差し伸べてほしいと思います。

竹村課長:民間業者に委託して、相談を受けたり訪問を行ったりもしています。 また、資産や資力がない場合、最終的には生活保護も一つの手段になります。

岩田会長: 差し押えの対象の典型的なものは預貯金ですが、最近では暗号資産や電子マネーに資産を移し、本当は払えるのに払わない人がいます。そうした人に対する取り組みは何か考えていますか。

竹村課長:ネットバンクの預貯金に対する差し押えは行っていますが、暗号資産に対する 取り組みはまだこれからです。

岩田会長:技術的には非常に難しいところがありますが、適正な徴収という意味では考えていかなければならない問題だと思います。

もう一つ、データヘルス計画については、目標値が高く実績が追いついていないように見えますが、この目標が現実的なものなのかを含めて、保険医や保険 薬剤師の委員から補足やご意見があればお願いします。

≪意見なし≫

岩田会長:それでは議題3答申案の協議に移ります。事務局から説明をお願いします。

≪戸田補佐から説明≫

岩田会長:事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

瀧井委員:答申案の前文に、国の財政支援拡充との記載がありますが、これは県支出金の 財源の一部になっていると考えればよろしいですか。またそうであれば、国の 負担は何割ほどですか。

竹村課長: 平成30年度から財政運営が都道府県単位になり、国の財政支援は県を通じてなされるようになりました。浜松市の国保特会における歳出を大きく分けると、保険給付費の約500億円と、事業費納付金の約200億円になります。そのうち保険給付費の500億円に対しては、県から普通交付金という形で交付されますが、その中に国からの財政支援が入っていることになります。国全体の国保財政によると、国の負担割合は概ね全体の3割となっています。

国民健康保険は 65 歳以上の方が多く医療費も高額になっていることから財政的に厳しく、そういった前期高齢者数に応じて保険者間で調整する前期高齢者

交付金の交付対象となります。つまり、全体のおよそ3分の1ずつを、国・県・市の公費、前期高齢者交付金、保険料で負担していることになります。なお、保険料部分にも公費が投入されており、さらに保険料の負担軽減が図られています。

下石委員:国の負担割合は、今後、増えないのでしょうか。

竹村課長:財政支援については機会を見て国などに要望していますが、全世代型の社会保 障について議論されている中であり、なかなか難しい問題です。

岩田会長:国の負担がおよそ3分の1ということでしたが、国の財政支援拡充の結果その 額という理解でよろしいですか。

竹村課長:そうです。

村上委員:特定検診受診率、保健指導実施率、後発医薬品使用率等が低いと、交付金が減額されるというようなペナルティはありますか。

竹村課長:インセンティブを働かせるために、努力支援制度など実績に応じた交付もありますが、従前よりペナルティは限定的になっています。

確かに特定検診の受診率が目標値と乖離している状況ですが、ある程度の規模 の都市になると、受診率を上げるのはなかなか困難です。政令指定都市の中で は浜松市は受診率が低い方ではありません。

村上委員:目標値と実績値が乖離していても、交付額が変動するということはありませんか。

竹村課長:若干の変動はあっても、交付金への影響は限定的になります。

岩田会長: それでは、答申案の第1項に関して、何か付け加えるというご意見がないよう でしたら、委員の皆様に確認させていただきます。

市長からの諮問事項である令和5年度国民健康保険料率等につきましては、本協議会としましては、保険料率は据え置き、賦課限度額及び法定軽減については、国民健康保険法施行令の規定と同様とすることが適当であるとし、また、基金の今後の活用についても、答申案のとおりでよろしいですか。

≪異議なし≫

岩田会長:ありがとうございました。それでは、この内容で答申したいと思います。 続きまして、答申案の2、その他国民健康保険事業の運営に関する事項につい て協議いたします。

概ね、これまでご審議いただいた内容がコンパクトにまとまって反映されていると思いますが、本日の事務局の説明や、委員の皆様からのご意見を踏まえ、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

≪意見及び質問なし≫

岩田会長:収納率向上対策や医療費適正化対策については、先ほどご議論いただき、ご意 見も頂戴したところですが、皆様がよろしければ、この内容で答申したいと思 います。いかがでしょうか。

≪異議なし≫

岩田会長:ありがとうございました。それではこの内容で答申したいと思います。

なお、市長への答申につきましては、1月16日の月曜日を予定しております。 本運営協議会を代表して、私と山村代行で行いたいと思いますがいかがでしょうか。

≪異議なし≫

岩田会長:それでは、そのように対応させていただきます。 なお、後日、答申書の写しを委員の皆様に送付いたします。 それでは議題は以上になりますので、事務局へ進行をお返しいたします。

(4) その他

(5)健康福祉部長挨拶

(6) 閉会

戸田補佐:以上で本日の予定はすべて終了しました。

議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の協議会が今年度最終になります。引き続き、国保連合会発行誌については、送付させていただきますので、ご意見等ありましたら事務局までお寄せください。

来年度の日程につきましては、また改めてご連絡させていただきます。 これにて、令和4年度第3回浜松市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

9 会議録署名人

被保険者代表	
公益代表	